

## 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正案 に対する意見及びその考え方

### はじめに

<p>意見1 接続料算定に係る一定の考え方が示された内容として概ね賛同。接続料の適正性をめぐる紛争を回避し、事業者間の公平性確保を実現する上で適切な措置と認識。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 1. 基本的な考え方 モバイル接続料算定に係る研究会（以下、「研究会」という。）の議論を踏まえ、「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の改正案につき今回意見募集がなされたところですが、研究会報告書に対しては、その意見募集において当社意見として述べたとおり、接続料算定に係る一定の考え方が示された内容として概ね賛同するところです。 そうした研究会報告書の考え方をうけ、今回ガイドライン改正案に事業者裁量の幅を可能な限り排除した算定方法に係る考え方が標準的な考え方として示され、そこから乖離した場合の対応が明記されたことは、接続料の適正性を巡った紛争を回避し、事業者間の公平性確保を実現するうえで、適切な措置であると認識しています。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見2 本改正案全体に対して賛成。二種指定事業者に係る規制の考え方とも合致し、今後の携帯電話事業の発展に資するものと認識。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 1. 改正案全体に対する意見 今般提案があった改正案全体に対して賛成します。第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」と記載）をはじめとする総務省のガイドラインは、電気通信事業法や電波法に基づく総務省行政の指針を広くかつ分かりやすく関係者に示すものです。今般の改正提案は、従来総務省が実施適用してきた指針を明示し、或いは、電気通信事業者間で広く用いられてきた考え方を集大成した上で、それをわかりやすくまとめたものであることから、電気通信事業法が定めるところの第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「MNO」と記載）にかかる規制の考え方とも合致していると考えられ、今後の携帯電話事業の発展に資するものであると考えます。 (MVNO 協議会)</p> <p>■ 1. 改正案全体に対する意見 今般提案があった改正案全体に対して賛成します。今般の改正提案は、従来総務省が実施適用してきた指針を明示し、或いは、電気通信事業者間で広く用いられてきた考え方を集大成した上で、それをわかりやすくまとめたものであることから、電気通信事業法が定めるところの第二種</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>指定電気通信設備を設置する事業者にかかる規制の考え方とも合致していると考えられ、今後の携帯電話事業の発展に資するものであると考えます。 (日本通信)</p>	
<p>意見3 本改正案により、二種指定事業者の接続料の算定方法等に係る考え方をより明確化することとなり、電気通信市場における公正競争を促進し、もって利用者利便の増進が図られる。</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ 今般、平成25年7月12日に公表されている「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において整理された基本的な考え方を踏まえ、モバイル接続料算定に係る各課題とされた項目を参考にし、本ガイドラインが見直されたものと認識しています。 今回、本ガイドライン改正案により、二種指定事業者の接続料の算定方法等に係る考え方をより明確化することとなり、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進が図られるものとして、本ガイドライン改正案について賛同いたします。 (ソネット)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見4 モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきであるが、複数の二種指定事業者が同じ規制下で相互に接続料を支払いあう関係においては、接続料算定に係るルールを明確化し、そのルールに関係事業者が従うことで、公正な競争環境の整備につながるため、今回のガイドライン改正の考え方に賛同。</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ はじめに 日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えます。 しかしながら、複数の二種指定事業者が同じ規制下で相互に接続料を支払いあう関係においては、接続料算定に係るルールを明確化し、そのルールに関係事業者が従うことで、公正な競争環境の整備につながるため、今回のガイドラインの改正の考え方に賛同します。 (KDDI)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。  ■ なお、モバイル市場は必要最小限の規制のみ導入すべきとの御意見については、第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定設備制度」という。）は、業務区域における端末シェア10%超を有する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）に交渉上の優位性を認め、当該事業者に対し、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。</p>
<p>意見5 「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や「接続固有に発生する費用」等の点について、ガイドライン上に明記が必要。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ しかしながら、研究会報告書にも示された「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や「接続固有に発生する費用」等の点については、当社として接続料算定にあたり極めて重要と考えるポイントであるにもかかわらずガイドライン改正案の中で具体的に明記されておらず、接続料算定の更なる適正化のためにも、ガイドライン上に明記される</p>	<p>■ 「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や「接続固有に発生する費用」等を第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」とい</p>

<p>ことが必要と考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>う。)に明記が必要との御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>
<p>意見6 接続料の適正性を検証するに当たり、算定事業者に対して過剰に精緻な情報を求めること等により、算定に係るコストが増大することを懸念。検証可能性と算定コストの抑制のバランスを踏まえた上で、各社の接続料の適正性を検証することが必要。</p>	<p>考え方6</p>
<p>■ ただし、「モバイル接続料の算定に係る研究会」の報告書に「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要」と記載されているように、総務省が接続料の適正性を検証するにあたり、算定事業者に対して過剰に精緻な情報や、実態とは異なる形態での情報提出を求めると、算定に係るコストの増大が懸念されます。総務省においては、検証可能性と算定コストの抑制のバランスを踏まえた上で、各社の接続料の適正性を検証する必要があると考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 「検証可能性と算定コストの抑制のバランスを踏まえた」検証が必要との御意見については、当省が二種指定事業者等の接続料の適正性を検証するに当たっての参考として承る。</p>

## 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠

### 基本的な考え方

意見7 事業者裁量の幅を可能な限り排除した算定方法が標準的な考え方として示され、そこから乖離した場合の対応が明記されたことは適当。	考え方7
<p>■ 2. 個別記載箇所に対する意見</p> <p>&lt;1. 研究会報告書・モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方に関する記載&gt;</p> <p>研究会報告書のモバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方を踏まえ、ガイドライン改正案に事業者裁量の幅を可能な限り排除した算定方法に係る考え方が標準的な考え方として示され、そこから乖離した場合の対応が明記されたことは、適当であると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	■ 本改正案に賛同の御意見として承る。
意見8 「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」もガイドラインに明記すべき。	考え方8
<p>■ しかしながら、研究会報告書で示された「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」も、接続料算定において極めて重要なポイントであると考えており、各接続料算定プロセスの実施や、研究会報告書で今後検討が必要とされたデータ接続料に係る諸課題の検討においても、考慮されるべき基本的な考え方としてガイドラインへの明記が必要と考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	■ 考え方5と同じ。

### 接続料の構成

意見9 音声接続機能において、設備区分別算定の方法に係る考え方とその算定根拠の様式がガイドラインに明記されることは適当。当該様式による算定根拠の開示が総務省に限定される旨明記されたガイドラインの記載は適当。	考え方9
<p>■ &lt;2. 研究会報告書・設備区分別算定に係る記載&gt;</p> <p>音声接続機能において、設備区分別算定は、実際の設備使用のあり方に即した適正な算定方法であると認識しているため、当該算定方法に係る考え方とその算定根拠の様式がガイドラインに明記されることは、総務省殿の検証可能性確保の観点から適当であると考えます。</p> <p>なお、研究会報告書に示されたとおり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるべ</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>■ なお、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（以下「円滑化ガイドライン」という。）において示されているように、協議における接続事業者の予</p>

<p>きと考えるところ、当該様式による算定根拠の開示が総務省殿に限定される旨明記されたガイドラインの記載は適当であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>
<p>意見 10 現状の携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態及び今後の技術革新等による変化への対応等のため柔軟な区分を許容する今回の整理に賛同。</p>	<p>考え方 10</p>
<p>■ 第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠 1 基本的な考え方 (3) 接続料の構成 イ 記載されている①～⑩の設備区分については、現状の携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態、及び今後の技術革新等による変化への対応等のため柔軟な区分を許容すべきであり、「ほか、適正な区分」を許容する今回の整理に賛同いたします。 (KDDI)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 11 本改正案に掲げる設備区分に関して、ネットワークの高度化の進展等を考慮すると、本設備区分に合致させることが困難な場合も存在。事前に総務省の理解を得るよう事業者が説明することを前提とし、ネットワーク構成等を踏まえ適宜設備区分を設定するものと認識。</p>	<p>考え方 11</p>
<p>■ 本ガイドライン改正案 第3の1の(3)のイに掲げる設備区分①～⑩及び別表第3の設備区分①～⑩（以下「本設備区分」といいます。）に関して、ネットワークの高度化の進展等を考慮すると、本設備区分に合致させることが困難な場合もあると考えます。 従いまして、本設備区分はあくまでも一例であり、基本的には、事前に総務省殿の理解を得るよう事業者が説明することを前提とし、事業者が各々のネットワーク構成等を踏まえ適宜設備区分を設定するものと認識しています。 (ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本改正案に示すとおり、「設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定」することが適当であり、①から⑩までに掲げる例示によるほか、二種指定事業者は自社のネットワーク構成や管理の実態等を踏まえて適正な区分を設定することが適当である。 また、御意見のとおり、検証可能性確保の観点からは、二種指定事業者は区分設定の適正性を総務省に説明することが適当である。</p>
<p>意見 12 二種指定事業者以外の事業者が接続料算定における会計を二種指定事業者と同等なレベルで整備することが過度な負担となる可能性が高い。事業者の実態や状況に応じて設備区分を設定できる運用が合理的。</p>	<p>考え方 12</p>
<p>■ 本改正案は、平成 25 年 6 月に取り纏められた「モバイル接続料算定に係る研究会」における報告書に基づき、モバイル接続料の適正性、検証可能性及び公平性を確保する観点から、新たに設備</p>	<p>■ 考え方 11 と同じ。</p>

<p>区分別算定が設定されたものと理解しております。</p> <p>しかしながら、二種指定事業者以外の事業者は、接続料算定における会計が二種指定事業者と同等なレベルで整備することが過度な負担となる可能性が高いため、考慮していただく必要があると考えます。</p> <p>また、このことが要因となって、事業者間協議における合意形成の障壁となることを強く懸念しますので、事業者の実態や状況に応じて設備区分を設定できる運用が合理的だと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ なお、二種指定事業者以外の携帯電話事業者については、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見 13 携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態に応じた区分を超えた詳細な区分設定を求めることは、多大な追加コストが発生する可能性がある。携帯事業者各社のネットワーク構成や設備管理の実態に応じた設備区分を用いる方法等も適正な範囲であると確認したい。</p>	<p>考え方 13</p>
<p>■ 特に、現状において、携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態に応じた区分を超えた詳細な区分設定を求めることは、新たに当該設備区分ごとの需要計測の仕組みや会計整理を含むコスト分計の仕組みが必須となり、多大な追加コストが発生する可能性があります。</p> <p>については、“携帯事業者各社のネットワーク構成や設備管理の実態に応じた設備区分”を用いる方法も「ほか、適正な区分」の1つであることをあらかじめ確認させていただきたいと考えます。またこの場合、需要計測やコスト及び利潤の帰属に当たっては、必ずしも設備ごとに精緻に計測できる仕組みを具備して把握する方法だけではなく、合理的な推計に基づく方法も適正な範囲であることを合わせて確認させていただきたいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 別表第3</p> <p>前述のとおり、算定コスト抑止の観点から、各事業者のネットワーク構成や設備管理の実態に応じた設備区分を用いる方法や、需要計測やコスト及び利潤の帰属に合理的な推計に基づく方法を用いて作成した様式で届出することも許容すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 考え方 11 と同じ。</p>

## 接続料原価対象外コスト

<p>意見 14 別表第2の様式2および様式3の注釈への追記に賛同。営業コストの適正性検証の更なる透明性を確保することが必要。今後の検証で疑念が生じた場合は一部営業コストも接続料原価から除外すべき。</p>	<p>考え方 14</p>
<p>■ 別表第2の様式2および様式3の注釈へ「営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。」と追記することに賛</p>	<p>■ 本報告書案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>同します。</p> <p>接続ルール答申※に示された「営業費を算入することは適当でない」とする原則を厳守するため、算入される営業コストの適正性検証にあたっては、その検証プロセスおよび結果を公開し、さらなる透明性を確保することが必要と考えます。</p> <p>また、今後の検証において、不適切な営業コスト算入への疑念が生じた場合には、「営業費を算入することは適当でない」とする原則を厳格に適用し、限定列挙されている一部営業コストについても接続料原価から除外すべきと考えます。</p> <p>※ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」 (平成 21 年 10 月 16 日情報通信審議会 答申) (ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ なお、営業コストの適正性検証の更なる透明性の確保や限定列挙の一部営業コストも接続料原価から除外すべきとの御意見については、当省が二種指定事業者等の接続料の適正性を検証するに当たっての参考として承る。</p>
--	--

## 利潤

### 機能に係るレートベース

<p>意見 15 別表第 2 様式 4 において、機能に係るレートベースに算入した各構成要素のうち、主要なものの金額と内容を記載するよう注記した本改正案に賛同。</p>	<p>考え方 15</p>
<p>■ &lt; 3. 研究会報告書・利潤に係る記載 &gt;</p> <p>研究会報告書に示されたとおり、例えば過大に見積もられた運転資本等や、M&amp;A のための投資等の機能提供のために不可欠といえない投資等については、レートベースに算入することは適当ではないと考えるところ、本改正案の記載は適当であると考えます。 (NTT ドコモ)</p> <p>■ 別表第 2 様式 4 適正な利潤 1 機能に係るレートベース (注 3) 運転資本以外の項目の備考欄にレートベースに算入した主要な内容と金額を記載することは、総務省において、当該内容にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性が見込まれないようなものかを検証するうえで必要な情報であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 16 携帯電話事業者の裁量排除及び事業者間の公平性確保の観点から、総務省は、機能に係るレートベースへの算入が認められる内容を各事業者に示すべき。</p>	<p>考え方 16</p>
<p>■ 一方で、現状では、レートベースへの算入が認められる「機能提供のために正当に投下される資</p>	<p>■ 御意見は参考として承る。</p>

<p>産」が明確になっていないため、各事業者に共通して存在する資産であっても、一部の事業者のみが算入する事態が想定されます。よって、裁量排除及び公平性の確保の観点から、総務省は各事業者から聴取したレートベースに算入した内容のうち、算入が認められるものを各事業者に示して、「機能提供のために正当に投下される資産」を明確にすべきです。 (KDDI)</p>	<p>■ なお、本注記は、「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（以下「研究会報告書」という。）を参考とし、「当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠」とはいえないものをレートベースの対象から適切に除外し、利潤算定の適正性を向上させ、かつ検証可能性を確保する観点から設けたものである。</p>
--	--

## 資本構成比

<p>意見 17 「第3 4 (2) 他人資本費用」において、資本構成比の算定方法に係る考え方について、貸借対照表上の負債及び純資産の額を基礎とするよう明記されたことは適当。</p>	<p>考え方 17</p>
<p>■ モバイル接続料算定に係る基本的な観点を踏まえれば、事業者裁量の幅を排除した算定方法がガイドラインに明記されたことは適当であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>

## 自己資本利益率

<p>意見 18 本改正案の脚注5において、リスクの低い金融資産の平均金利及び（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融資産の平均金利）の算定方法に係る考え方が明記されたことは適当。</p>	<p>考え方 18</p>
<p>■ モバイル接続料算定に係る基本的な観点を踏まえれば、事業者裁量の幅を排除した算定方法がガイドラインに明記されたことは適当であると考えます。 (NTT ドコモ)</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見 19 自己資本費用において、<math>\beta</math>の数値のみならず、その算出方法を記載するよう注記した本改正案は適当。その具体的な検証方法についても、ガイドラインに明記すべき。</p>	<p>考え方 19</p>
<p>■ <math>\beta</math> について数値と共にその算出方法も総務省殿に提示する旨ガイドラインに明記されたことは、適当であると考えます。 しかしながら、その検証の考え方は示されておらず、巨額の投資等による費用負担増が反映された <math>\beta</math> に基づく大きな格差の自己資本比率を正当なものとして主張する事業者があらわれる可能性を踏まえ、そうした将来の事業者間の争いの元となりうる点を排除する観点からも、研究会報告書に示された「代表的な携帯電話事業者の <math>\beta</math> を基礎として合理的に推計したベンチマークに基づく検証する」等具体的な検証方法についてもガイドラインに明記すべきと考えます。</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。  ■ なお、<math>\beta</math> の検証については、当省が携帯電話事業者に対して詳細な説明を求め、適正な範囲を著しく超える乖離が携帯電話事業者間で生じていないかを、代表的な携帯電話事業者の <math>\beta</math> を基礎として合理的に推計したベンチマークに基づき検証するものとするのが適当であ</p>

(NTT ドコモ)	<p>る。</p> <p>また、検証の結果、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものと認められない場合や、電気通信設備の接続に当たって不当な運営の結果、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合は、接続約款変更命令（電気通信事業法第 34 条第 3 項）又は業務改善命令（同法第 29 条第 1 項第 10 号）の対象となる。</p>
<p>意見 20 公平性確保の観点から、総務省において <math>\beta</math> の適正な範囲を検証できるよう算出方法を算定根拠に記載することは適当。<math>\beta</math> については、本来、代表的な携帯電話事業者の <math>\beta</math> を、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比をもってアンレバード、リレバードした値をベンチマークとし、当該ベンチマークを超えない範囲に各事業者の <math>\beta</math> を抑えることが適当。ただし、ベンチマークの算定方法には様々な考え方が存在するとされているため、次善策として、ある事業者が採用した <math>\beta</math> の算出方法を、当該事業者以外の事業者にも統一して適用した場合の <math>\beta</math> を試算し、当該試算を各事業者の算出方法についてそれぞれ行った結果、<math>\beta</math> の数値の乖離が事業者間で最も小さくなる算出方法を、全事業者に統一して採用させることが適当。</p>	<p>考え方 20</p>
<p>■ 2 自己資本費用（注 2）</p> <p>事業者間で採用される <math>\beta</math> の数値に著しい差異が生じている場合、利潤の額にも著しい差異が生じうるため、公平性確保の観点から、総務省において <math>\beta</math> の適正な範囲を検証できるよう、<math>\beta</math> の算出方法を算定根拠に記載することは適当と考えます。</p> <p>その記載内容をもとに総務省が適正範囲を検証するにあたり、本来は、代表的な携帯電話事業者の <math>\beta</math> を基礎として、貸借対照表上の簿価から直接算出した比率を用いて、アンレバード、リレバードした値をベンチマークとし、公平性の観点から、当該ベンチマークを超えない範囲に各算定事業者の <math>\beta</math> を抑えることが必要だと考えます。</p> <p>ただし、ベンチマークの算定方法には様々な考え方が存在するとされていますので、次善策として、各算定事業者から聴取した <math>\beta</math> の算出方法をもとに、当該事業者以外の算定事業者の数値を当てはめて各算定事業者の算出方法による <math>\beta</math> をそれぞれ試算し、特定の算出方法を用いた試算結果に著しい乖離が生じる場合には、当該算出方法の採用を認めず、最も乖離が小さくなる算出方法を各算定事業者に統一して適用させ、公平性を確保すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 考え方 19 と同じ。</p>

## その他（今後のガイドラインの見直しに関する意見等）

<p>意見 21 データ接続料の算定方法について、早急に明確化を計ることが必要。明確化にあたっては、「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や、「MNOとMVNOの間のリスクテイクの公平性担保の観点」を踏まえるべき。</p>	<p>考え方 21</p>
<p>■ また、データ接続料の算定方法については、「どの課題についても、更なる調査・検討が必要であると考えられるため、必要な検討ポイントを指し示すに留める」とされた研究会報告書の内容をうけて、本改正案においては従前からの記載変更案の提示等がありませんが、一部MNOとMVNOの間では接続料を巡った見解の相違が紛争として顕在化していること、並びにM2M市場の拡大等により、MVNOの参入拡大が益々見込まれることを踏まえれば、早急に明確化を図る必要があるものと考えます。</p> <p>なお、上記の明確化に向けた諸課題の検討にあたっては、「モバイル接続料算定に係る基本的な観点」に加えて、まさに「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や、「MNOとMVNOの間のリスクテイクの公平性担保の観点」を踏まえるべきであると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ データ接続料の算定方法に係る御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>
<p>意見 22 データ接続料に係る諸課題の検討を速やかに進めることが望ましい。特に、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の当年度化については、とりわけ喫緊の課題として調査・検討を加速すべき。</p>	<p>考え方 22</p>
<p>■ 「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて、データ接続料の算定に係る諸課題については、更なる調査・検討が必要であるとして検討ポイントの指摘に止まったことから、今回の「第二种指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案にはこれらの課題に関連する改正は含まれませんでした。MVNOの更なる振興に向け、総務省においてはデータ接続料に係る諸課題の検討を速やかに進めることが望ましいと考えます。</p> <p>特に「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて、早期の導入に向けた検討が総務省に強く求められている、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の当年度化については、とりわけ喫緊の課題として調査・検討を加速するよう求めます。</p> <p>(インターネットイニシアティブ)</p>	<p>■ 考え方 21 と同じ。</p> <p>■ なお、研究会報告書が示すとおり、実績値の測定年度という点に限定して検討すると、現在の前年度の実績値に基づいた算定方法では、接続料が毎年低下する状況では、当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能なMNOと比較してMVNOは競争上不利な状態に置かれている可能性がある。よって、前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いるなどMVNOの競争環境を整備に係る調査・検討を早急に進めて参る所存。</p>
<p>意見 23 データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度に関し、「当年度算定」の導入の早期検討を希望。また、MNOとMVNOの競争環境の整備全般に渡る議論が引き続き行われることが必要。</p>	<p>考え方 23</p>

<p>■ 同報告書における「データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度」に関しましては、現在の「前年度の実績値」に基づいた算定方法では、接続料が毎年低下していく状況では、当年度の低い原価で事業展開が可能なMNOと比較してMVNOは競争上不利な状態に置かれている可能性があるとの検討結果もでております。</p> <p>今回、本ガイドライン改正案では当該項目に関し、特段の変更はないものの、MVNOの市場参入促進や競争環境整備の観点からも、是非次回の本ガイドライン改正におきましては、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度に関しまして「当年度算定」の導入を早急に検討して頂くことを希望いたします。</p> <p>また、上記の項目に留まらず、MNOとMVNOの競争環境の整備全般に渡る議論が、引き続き行われる必要があるものと考えています。 (ソネット)</p>	<p>■ 考え方22と同じ。</p> <p>■ なお、MNOとMVNOの競争環境の整備全般に渡る議論が引き続き必要との御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>
<p>意見24 研究会報告書において課題とされた、①需要の算定、②接続料原価の算定、③接続料算定の基礎となる実績値の測定年度について早急な検討を要望。特に、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度については、MVNOがMNOと比較して競争上不利な立場にあるものであり、早急な見直しを希望。</p>	<p>考え方24</p>
<p>■ 平成25年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」では、モバイル市場の競争環境について、『世界最高レベルの通信インフラの整備のためには成長分野であるモバイル分野を活性化することが重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNOの市場参入促進や競争環境の整備が重要である。』とされています。</p> <p>MVNOの事業環境を一層整備し、モバイル市場における公正な競争環境を整備するためには、特に、データ接続料の算定における適正性、検証可能性及び公平性の確保が急務であることから、「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」において課題とされた次の事項について、早急に検討を進めていただくことを強く要望します。</p> <p>(1) データ接続料の需要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ接続料の需要は「総帯域幅」とされているが、その解釈は必ずしも明確ではなく、携帯電話事業者によって考え方が異なっており、整理が必要である。</li> <li>・従来、「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられる。</li> </ul> <p>(2) データ接続料の接続料原価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備余裕に係るコストについても、その性質を整理・区分し、それぞれについてMVNOの受</li> </ul>	<p>■ 考え方22と同じ。</p>

<p>益を分析することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動体通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当である。</li> <li>・非効率的な投資に係る設備余裕はどの程度存在するのか、非効率的な投資は具体的にどう把握すればよいのかなど、非効率的な投資に係る考え方について検討を深めることが必要であり、現時点での導入は時期尚早と考えられる。</li> </ul> <p>(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましい。</li> <li>・総務省において、当年度の実績値を用いた算定の早期の導入に向け、例えば、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否といった課題について早急に検討を進めることが望ましい。</li> <li>・当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合、その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられる。総務省においては、こうした課題について慎重に検討を行い、予測値を用いて暫定的に接続料を設定することの可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。</li> </ul> <p>(4) 暫定値を用いたデータ接続料の月次精算について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MNOは、接続料が大幅に低下することが合理的に予測される場合は、暫定値として、前年度の接続料に替えて合理的な予測に基づき算定した予測額を用いることによってMVNOにキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</li> <li>・暫定値と確定値との差額の規模によっては、MVNOの経営に大きな影響を与えることが考えられることから、その規模の縮小に努めることが望ましい。</li> </ul> <p>なお、上記の検討課題のうち、特に、「(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度」に関する課題については、MNOと比較してMVNOが現時点では競争上圧倒的に不利な状況に置かれていることから、課題解決の上で、極力早期にガイドラインの見直しを実施いただくことを要望します。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 25 設備別区分による接続料算定をデータ通信接続料にも適用すべき。パケット型データ通信においても自網内折り返しは可能であり、現にそのニーズが存在しているため、データ通信においても設備区分算定を適用すべき。</p>	<p>考え方 25</p>
<p>■ 2. 現4頁、第3接続料の算定方法 1 基本的な考え方 (2) 接続料の構成</p>	<p>■ 考え方 21 と同じ。</p>

<p>今回の改正提案は、音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要の算定に対して、設備区分ごとにこれらを帰属させることを提案しています。これをパケット型データ通信に対しても適用することを提案します。</p> <p>音声接続機能は、いわゆる回線交換方式により提供されますが、その技術的な実態は、今やパケット通信であり、パケット型データ通信と回線交換方式による通信とでは、その品質基準を別にすれば何ら変わるところはありません。</p> <p>特にネットワーク側はISPネットワーク化が進展する中、実態として、これらを区別する必要性が少なくなってきました。</p> <p>パケット型データ通信においても、自網内折り返しは可能であり、現にそのニーズが存在しています（データ通信端末が他のデータ通信端末とインターネット上のサーバ等を経由せずに網内折り返しで通信する形態）。そうなると、設備区分算定はパケット型データ通信においても必要であり、データ通信においても設備区分算定を適用すべきと考えます。</p> <p>総務省におかれては、この点を早急に検討して頂くことを要望します。</p> <p>(日本通信)</p>	
<p>意見 26 接続に係る人件費等の費用は、便益の程度に応じて接続事業者が負担するものとして接続料原価への算入が許容されるものと認識。当該費用の算定に係る考え方をガイドラインに明記すべき。</p>	<p>考え方 26</p>
<p>■ &lt; 4. 研究会報告書・接続固有に発生する費用に係る記載 &gt;</p> <p>接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費は、音声接続料、データ接続料を問わず、便益の程度に応じて接続事業者が負担するものとして接続料原価への算入が許容されるものと認識しております。</p> <p>それ故、接続料算定の適正性確保の観点や、当該費用についてガイドラインに明記されていないことに起因する事業者間の紛争を回避する観点からも、当該費用の接続料算定に係る考え方をガイドラインに明記すべきと考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>■ 接続に係る人件費等の費用に係る御意見については、今後の検討の参考として承る。</p> <p>■ なお、研究会報告書が示すとおり、発生要因に応じて費用回収を行うという経済原則からは、発生したコストの直接の受益者がその便益の程度に応じてコストを負担すべきであるところ、接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費についてもその便益の程度に応じて、事業者間で応分に負担することが適当である。</p>
<p>意見 27 「アンバンドル化することが望ましい機能」について、アンバンドル化の義務化、アンバンドル化対象機能に対する接続時の網改造料の負担についての適切な指針の早期明示、HLR 機能及びパケット着信機能を「注視すべき機能」として追加記載、SIM のアクティベーション等に用いるプロビジョニング装置の位置づけを明確化を要望。</p>	<p>考え方 27</p>
<p>■ なお、今回の改正点に加えて、MNOとMVNOの関係、若しくは、MNO自身の事業運営に際し、指摘すべき問題が存在しています。これらについて、早急に対策がなされると共に、その対策の一環として本ガイドラインが追加改定されることを強く要望します。</p>	<p>■ アンバンドルすることが望ましい機能等に係る御意見については、今後の検討の参考として承る。</p>

## 2. 現2頁、第2アンバンドル 3アンバンドルすることが望ましい機能

本ガイドラインに「アンバンドル化することが望ましい機能」としてISP接続機能、レイヤ3接続機能、レイヤ2接続機能が記載されているにもかかわらず、未だにこれらをアンバンドル化し、料金額等を記載していないMNOが存在しています。MNO網機能のアンバンドル化が必ずしも進展しておらず、本ガイドラインの期待に応えていない現状を踏まえ、これらについての義務化を要望します。

また、上記に関連して、アンバンドル化対象機能に対する接続時の網改造料が莫大な金額になることがあります。慣習的に網改造料は接続事業者が負担することになっているところ、この莫大な開発費が接続の障壁となり、接続をあきらめざるを得ない実態が発生しています。アンバンドル化することによってMNOも便益を享受することから（例えば、MNOが利用していない設備をMVNOが利用することによって接続料を撤収することができる）、網改造料の負担について適切な指針が早期に示されることを要望します。

## 3. 現3頁 第2 アンバンドル 4 注視すべき機能

本ガイドラインにおいて、HLR機能及びパケット着信機能を「注視すべき機能」として追加記載することを要望します。

海外においては、MVNOがHLRを保有して通信サービスの独自設計を行い、M2Mサービスの進展に寄与している例などが存在します。多種多様なモバイルサービスを生み出すために、HLRは必須のアンバンドル化対象機能であると考えます。また、データ通信による常時接続を抑止するための有効な手段は、パケット着信機能を具備せしめることです。この機能をMVNOが利用するためにはMNOによるアンバンドル化が必要であり、注視すべき機能に入れるべきと考えます。

## 4. 現4頁、第3接続料の算定方法 1基本的な考え方(1)対象となる接続料

SIMのアクティベーション等に用いるプロビジョニング装置の利用が、接続機能の一部であり、その利用料が接続料金の一部であることは、SIMがアクティベーションされていないと接続できないことから明らかです。しかしながら、これらの「接続」としての扱いが整理されていません。本ガイドラインにおいて、プロビジョニング装置の位置付けについて明確にして頂くことを要望します。

また、海外においては、既に携帯電話事業者がプロビジョニング装置のインターフェース（サーバと端末用インターフェース若しくはAPI）をMVNO向けに開示しており、今やそれが国際的な潮流となっているにも関わらず、日本国内においては当該インターフェースは一切開示されていないと思われます。そのため、早急な改善がなされることを要望します。MVNO社内システムとプロビジョニング装置の電子的な連携ができず、MVNO業務に支障をきたしているのが現状です。この点についても、早急な改善を強く要望します。

■ なお、アンバンドルの対象となる機能については、総務省において定期的に見直すこととされており、事業者間協議の状況も踏まえて、引き続き検討を行っていくこととする。

<p>(MVNO 協議会)</p> <p>■ 4. その他</p> <p>今回の改正点に加えて、二種指定事業者とMVNOの関係、若しくは、二種指定事業者自身の事業運営に際し、以下のような解決すべきその他の問題が存在しています。これらについても引き続き検討がなされることを要望致します。</p> <p>① アンバンドル化を促進する政策の実施（レイヤ2接続機能のアンバンドル化を義務化すること等）</p> <p>② 通信回線（SIM）のアクティベーションに用いるプロビジョニング装置に関する課題（プロビジョニング装置利用料を接続料として整理すること、プロビジョニング装置類のインターフェースをMVNOが必要な範囲で開示すること等）</p> <p>(日本通信)</p>	
<p>意見 28 本ガイドラインへ「事業者間協議においてMNOがMVNOへ最低限開示すべき情報」を明示するとともに、当該情報開示を義務付けることを要望。</p>	<p>考え方 28</p>
<p>■ 先般、「『モバイル接続料算定に係る研究会』報告書（案）に対する意見募集（平成25年2月25日）」において、次の意見を述べさせていただいたところです。</p> <p>【意見】</p> <p>○MVNOが各MNOのネットワーク性能・品質と接続料を比較検討した上で、接続先MNOを適正に選定できるよう、MNOに対して次の点を義務付けるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各MNOともに統一的な基準の下で、自社のネットワーク性能・品質に関する情報<sup>*</sup>を整理する</li> <li>※設計思想・増強ポリシー、ネットワーク品質仕様・設計値、エリアカバー率 等</li> <li>・接続協議するMVNOに対し、その情報を開示する</li> </ul> <p>○意見の背景にある問題意識は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MVNOが、接続料水準の適正性確認や接続先の比較選定を進めるにあたって、各MNOのネットワーク性能・品質に関する情報が必要となるが、それは十分に公開されていない</li> <li>・一部公開されている情報が存在するものの、各社の独自基準により導き出されたものであるため、MVNOは比較検討にこの情報を用いることができない</li> </ul> <p>MNOとMVNOには、上記のような情報格差が存在し、これが事業者間協議における両者間の交渉力格差につながる恐れがある中、MNOの情報開示の必要性については、「第5-1-1」の記述のみで、努力を促す程度に留まっています。</p> <p>そのため、本ガイドラインへ「事業者間協議においてMNOがMVNOへ最低限開示すべき情報」を明示するとともに、「MNOからMVNOへその情報開示を義務付ける」ことを要望しま</p>	<p>■ 事業者間協議において MNO が MVNO へ最低限開示すべき情報のガイドラインへの明示に係る御意見については、今後の検討の参考として承る。</p> <p>■ なお、ガイドラインに示すとおり、事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。</p>

<p>す。 (ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見 29 事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、本ガイドライン及び円滑化ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底し、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対応を実施すべき。</p>	<p>考え方 29</p>
<p>■ 【算定根拠に係る情報開示について】</p> <p>本ガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」と規定されているところです。</p> <p>しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。</p> <p>したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、本ガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対応を実施いただきたいと思います。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ 【算定根拠に係る情報開示について】</p> <p>本ガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと</p>	<p>■ 事業者間協議における接続料の算定根拠の開示に係る御意見については、今後の検討の参考として承る。</p> <p>■ なお、二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは電気通信事業法上の位置付けが異なるものである。</p> <p>また、円滑化ガイドラインにおいて示されており、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>

<p>接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」と規定されているところです。</p> <p>しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。</p> <p>したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、本ガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと思います。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
<p>意見 30 データ接続料算定の適正性・公平性の確保が不十分となる場合には、現行の二種指定制度を第一種指定電気通信設備制度並みに厳正化すべきであり、ガイドラインを格上げ（法制度化）することも視野に入れて取り組んでいただくことを要望。</p>	<p>考え方 30</p>
<p>■ また、今後の検討を深めるにあたっては、MVNO各社の意見を幅広く聞きつつ、審議会や接続委員会等の公の場で議論いただくことが重要です。その上で、本ガイドラインに基づく事業者間協議ではMNOとMVNO間の合意形成がなされず、<u>データ接続料算定の適正性・公平性の確保が不十分となる場合には、現行の二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきであり、本ガイドラインを格上げ（法制度化）することも視野に入れて取り組んでいただくことを要望します。</u></p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ ガイドラインの格上げに係る御意見については、今後の検討の参考として承る。</p> <p>なお、ガイドラインに示すとおり、総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点からは、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>

## 公正競争全般に関する意見等

<p>意見 31 公正な競争環境の考え方は携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても該当。第一種指定電気通信設備の接続料算定に用いる自己資本利益率の算定方法について速やかな省令改正を要望。</p>	<p>考え方 31</p>
<p>■ 【接続料の算定方法について】</p> <p>また、本ガイドライン改正案の作成にあたり、本年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保（公平性）」を追加した上で、「接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる」という考え方が示されていますが、かかる考え方は、携帯電話事業者だけでなく、お互いに接続料を支払い合う関係にある携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。</p> <p>したがって、本ガイドラインで整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。</p> <p>特に、本ガイドライン改正案では、CAPM方式により計算される期待自己資本利益率の算定に用いる「主要企業の平均自己資本利益率—リスクの低い金融商品の平均金利の値」について、1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行）を用いることとされていますが、現在、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率は、過去三年間のCAPM方式により計算される期待自己資本利益率の平均値を用いることとされていることに加え、それ以前に、そもそも、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされており、二種指定設備の接続料算定に用いる値に比べて著しく低い値となっています。</p> <p>「1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ」を用いることについては、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制できる点や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする点で適切と考えられること、また、事業運営の安定性等が求められるという面では、一種指定設備と二種指定設備との間に何ら違いが存在しないことを踏まえ、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率の算定においても、当該データを用いることができるよう見直す必要があると考えます。</p> <p>少なくとも、ひかり電話網と携帯電話事業者網との関係のように、接続料を相互に支払い合う関係にある場合には、発信側のひかり電話網から見て、着信側の携帯電話事業者網との接続が事業展開上不可欠であることは明らかであり、それにも関わらず、ひかり電話の接続料算定に用いる自己資本利益率よりも遥かに高い自己資本利益率を用いて算定された携帯電話の接続料を支払うこととなるとすれば著しくバランスを失することになり、一種・二種指定事業者間の公正な競</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備の接続料算定に用いる自己資本利益率の算定方法に係る御意見については、今回の意見募集の対象ではないところ、参考として承る。</p> <p>■ なお、二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは電気通信事業法上の位置付けが異なるものである。</p>

争環境を阻害するものと考えます。

したがって、総務省殿におかれましては、一種指定設備の接続料算定に用いる自己資本利益率の算定方法について、速やかに省令を改正し、二種指定設備と同様の接続料算定が可能となるよう対処いただきたいと思います。

(NTT 西日本)

■ 【接続料の算定方法について】

また、本ガイドライン改正案の作成にあたり、本年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保（公平性）」を追加した上で、「接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる」という考え方が示されていますが、かかる考え方は、携帯電話事業者間だけでなく、お互いに接続料を支払い合う関係にある携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。

したがって、本ガイドラインで整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。

特に、本ガイドライン改正案では、CAPM方式により計算される期待自己資本利益率の算定に用いる「主要企業の平均自己資本利益率—リスクの低い金融商品の平均金利の値」について、1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行）を用いることとされていますが、現在、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率は、過去三年間のCAPM方式により計算される期待自己資本利益率の平均値を用いることとされていることに加え、それ以前に、そもそも、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされており、二種指定設備の接続料算定に用いる値に比べて著しく低い値となっています。

「1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ」を用いることについては、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制できる点や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする点で適切と考えられること、また、事業運営の安定性等が求められるという面では、一種指定設備と二種指定設備との間に何ら違いが存在しないことを踏まえ、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率の算定においても、当該データを用いることができるよう見直す必要があると考えます。

少なくとも、ひかり電話網と携帯電話事業者網との関係のように、接続料を相互に支払い合う関係にある場合には、発信側のひかり電話網から見て、着信側の携帯電話事業者網との接続が事業展開上不可欠であることは明らかであり、それにも関わらず、ひかり電話の接続料算定に用いる自己資本利益率よりも遥かに高い自己資本利益率を用いて算定された携帯電話の接続料を支払

<p>うこととなるとすれば著しくバランスを失することになり、一種・二種指定事業者間の公正な競争環境を阻害するものと考えます。</p> <p>したがって、総務省殿におかれましては、一種指定設備の接続料算定に用いる自己資本利益率の算定方法について、速やかに省令を改正し、二種指定設備と同様の接続料算定が可能となるよう対処いただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p>	
<p>意見 32 二種指定事業者は接続約款を定め MVNO との接続を行っているが、卸契約と相互接続との違いは不透明。卸契約の実態を明確にして契約条件を公表させることを要望。</p>	<p>考え方 32</p>
<p>■ 3. その他</p> <p>二種指定事業者は接続約款を定めMVNOとの接続を行っているところ、卸携帯電話サービス契約約款（卸契約）も存在し、利用されています。実際のところ、卸契約の内容、また、その契約と相互接続との違いは不透明であり、卸契約の実態を明確にして契約条件を公表させることを要望します。</p> <p>(日本通信)</p>	<p>■ 卸役務の契約条件の公表に係る御意見については、今回の意見募集の対象ではないところ、参考として承る。</p> <p>■ なお、本件に関し公正競争環境を阻害するような問題が生じていないかについては、今後、必要があると認められる場合には、当省において検証を行うこととする。</p>
<p>意見 33 「SIM ロック解除に関するガイドライン」は公表されたが国内外の多様な端末が自由に利用できる環境が調っていない。SIM ロック解除の義務化を強く要望。</p>	<p>考え方 33</p>
<p>■ 5. その他 SIMロック解除化</p> <p>平成22年6月に「SIMロック解除に関するガイドライン」が総務省より公表されましたが、依然としてSIMロック解除化が進展しておらず、国内外の多様な端末が自由に利用できる環境が調っていません。この現状が、MNP促進の弊害となっていることは明白であり、SIMロック解除の義務化を強く要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p> <p>■ ③ SIMロックフリー化（国内外の多様な端末を自由に利用できる環境にするため、SIMロック解除を義務化すること等）</p> <p>(日本通信)</p>	<p>■ SIM ロック解除の義務化に係る御意見については、今回の意見募集の対象ではないところ、参考として承る。</p> <p>■ なお、SIM ロック解除については、「SIM ロック解除に関するガイドライン」（平成 22 年 6 月策定）に示しているとおおり、事業者の主体的な取組により、対応可能な端末から SIM ロック解除が実施されることを期待しているところである。</p> <p>本件に関し公正競争環境を阻害するような問題が生じていないかについては、今後、必要があると認められる場合には、当省において検証を行うこととする。</p>
<p>意見 34 MVNO に対する接続料原価対象コストと MNO の自社ユーザの料金については、一物二価の可能性や原価割れの可能性が高いため、早急な説明を要望。</p>	<p>考え方 34</p>
<p>■ 6. 接続料算定に用いる算入コストとMNOの自社ユーザの料金決定に際して使用するコストと</p>	<p>■ MVNO に対する接続料原価対象コストと MNO の自社ユ</p>

<p>の関係</p> <p>MVNOに対する接続料原価対象コストとMNOの自社ユーザの料金決定に際して使用するコストは、そのネットワーク共有部分については同一のコストが用いられているはずですが、しかしながら、MNOは「一般利用者に提供する料金は、接続料水準（実績原価）を判断の一要素として過去の実績原価から簡便に推計した将来の予測値を用いる場合もありますが、ユーザー要望や競合他社との競争環境等を総合的に勘案しつつ設定しており、その要素のみで判断しているわけではありません。」とするなど、一物二価になっている可能性、または原価の存在を無視して原価割れとなっている可能性が高いため、総務省による早急な解明を望みます。 (MVNO 協議会)</p>	<p>ーザ料金に係る御意見については、今回の意見募集の対象ではないところ、参考として承る。</p> <p>■ なお、電気通信事業法上、MNO の利用者料金設定については契約約款の届出を求めておらず、原則、MNO の経営判断に委ねられる事項である。</p> <p>本件に関し公正競争環境を阻害するような問題が生じていないかについては、今後、必要があると認められる場合には、当省において検証を行うこととする。</p>
<p>意見 35 MNOによる過度なMNP インセンティブや端末販売奨励金の支払いが常態化し、端末製造業者を含めた携帯電話市場の健全な発展が阻害されている現状の改善を要望。</p>	<p>考え方 35</p>
<p>■ 7. その他</p> <p>MNOによる過度なMNP インセンティブや端末販売奨励金の支払いが常態化しています。例えば、TWO TOP戦略と言われるような過度の販売奨励金が支払われるなどの習慣が常態化しており、端末製造業者を含めた携帯電話市場の健全な発展が阻害されています。この現状につきましても、改善されることを要望します。 (MVNO 協議会)</p>	<p>■ MNP インセンティブや端末販売奨励金に係る御意見については、今回の意見募集の対象ではないところ、参考として承る。</p> <p>■ なお、本件に関し公正競争環境を阻害するような問題が生じていないかについては、今後、必要があると認められる場合には、当省において検証を行うこととする。</p>